

お客さま各位

2021年11月1日

電気需給約款（低圧）・別表の一部追加・変更について

拝啓

平素よりJP エネルギー電力サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

以下のとおり、電気需給約款（以下、「本約款」といいます）の追加・変更を行いますのでご通知させていただきます。

変更後の内容につきましては「本約款」よりご確認ください。

今後ともご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【変更内容】

【新旧対照表】

現約款	新約款
2. 需給約款の変更 (1) 当社は、本約款を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページでの開示により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。この場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。	2. 需給約款の変更 (1) 当社は、本約款 <u>（別表含む）</u> を変更することがあります。本約款の変更は、当社ホームページへの掲載 <u>その他方法により開示し、その効力は開示時点で生じるものといたします。</u> この場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。
	2. 需給約款の変更 (3) 当社は、当該一般送配電事業者の規制料金が改定された場合、または発電費用もしくは電気の調達コストの変動 <u>その他合理的理由により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、需給約款に定める料金単価を変更</u>

	<p>することができます。</p> <p><u>イ. 当社は事前に変更後の新たな料金単価、およびその適用開始日（以下、「新料金高開始日」といいます。）を当社ホームページでお客様に通知いたします。</u></p> <p><u>ロ. お客様は、変更後の新たな料金単価に異議がある場合は、当社ホームページに掲載された日から翌日を起算して1ヶ月経過する前までに、当社に対して当社所定の様式にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の規定に関わらず、新料金単価の前日をもって終了する」といたします。</u></p> <p><u>ハ. 上記ロに定める期限までに、お客様より解約の通知がない場合は、お客様は新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。</u></p>
<p>1 2. 契約種別</p> <p>契約種別は別表第 8 表 (契約種別) の通りといたします。</p>	<p>1 2. 契約種別</p> <p>契約種別は別表第 <u>1 0</u> 表 (契約種別) の通りといたします。</p>
<p>1 7. 電気料金の算定</p> <p>(3) (1)イ、ロまたはハの場合により日割計算をするときは、別表第 7 表 (日割計算の基本算定) に基づき料金を算定いたします。</p>	<p>1 7. 電気料金の算定</p> <p>(1)イ、ロまたはハの場合により日割計算をするときは、別表第 <u>9</u> 表 (日割計算の基本算定) に基づき料金を算定いたします。</p>
	<p><u>4 3. 分離条項</u></p> <p><u>本約款のいずれかの事項が無効または拘束力を持たないことが判明しても、その無効等は本約款の他の事項の有効性や拘束力にいかなる影響も及ぼさないものとします。</u></p>

4 3. 管轄裁判所	4 4. 管轄裁判所
4 4. 本約款の実施期日 本約款は2018年4月1日より施行するものとします。	4 5. 本約款の実施期日 本約款は <u>2021年11月1日</u> より施行するものとします。 <u>制定：2018年4月1日</u> <u>改定：2021年11月1日</u>
現約款 別表	新約款 別表
第3表 燃料費調整額	削除
	<u>第3表 電力調達調整費の適用</u>
	<u>第4表 燃料費調整</u>
第4表 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能 エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー 発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨 てます。	第 <u>6</u> 表 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 <u>イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</u> <u>ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に関わる再生可能エネルギー発</u>

	<p>電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>第5表 契約解除料 (2)契約期間 3年間 (3)契約解除料 9,900円</p>	<p>第7表 契約解除料 (2) 契約期間 本契約10契約の期間にて定めるとおりとします。 (3) 契約解除料 (4)定める更新月を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として9,900円（不課税）をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。 イ. 受電施設の建て替えにより解約する場合で、建て替え後も当社とご契約いただく場合 ロ. その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合 (4) 更新月 供給開始月（需給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。</p>
第6表 使用電力量の協定	第8表 使用電力量の協定
第7表 日割り計算の基本算定	第9表 日割り計算の基本算定
第8表 契約種別	第10表 契約種別
第9表 改訂履歴	第11表 改訂履歴

上記修正に伴い、実施日を修正いたしました。

※変更点に関しては下線部を引いております。

【変更後の本約款の効力発生日】

2021年11月1日

以上